

<p>法 3 4 条 7 号「既存工場と密接な関連を有する事業の建築物等の用に供する建築行為」</p> <p>提案基準 1 3 「既存工場の事業の質的改善」</p> <p>提案基準 2 5 「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」及び</p> <p>提案基準 3 2 「研究施設」</p> <p>における工場又は研究施設の規模及び敷地計画</p>	<p>法 3 4 条 7 号</p> <p>法 3 4 条 1 4 号</p> <p>令 3 6 条 1 項 3 号ホ</p>
---	---

立地基準編第 2 章第 5 節 [審査基準 2] (P25・P26)

立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 3 (P74・P75)

提案基準 2 5 (P96・P97)

提案基準 3 2 (P109・P110)

法 3 4 条 7 号、提案基準 1 3、2 5 及び 3 2 における工場又は研究施設の規模及び敷地計画については、次のとおり取扱う。

- 1 法 3 4 条 7 号 (要件 2 (3) に該当するもの) 及び提案基準 1 3 における敷地面積又は敷地増を図る場合の増加面積は「原則として 5 0 0 0 平方メートル以下」であることについて、次のすべてに該当し、やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。
 - (1) 既存工場の敷地面積が 5 0 0 0 平方メートルを超えるものであること
 - (2) 敷地面積又は敷地増を図る場合の増加面積が、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 法 3 4 条 7 号 要件 2 (3) の場合の敷地面積は、既存工場の敷地面積以下であること
 - イ 提案基準 1 3 において敷地増を図る場合の増加面積は、既存工場の敷地面積以下であること
 - ウ 提案基準 1 3 要件 1 (3) ア の場合の敷地面積は、既存工場の敷地面積以下であること
 - エ 提案基準 1 3 要件 1 (3) イ の場合の既存工場の敷地面積からの増加面積は、既存工場の敷地面積以下であること
 - (3) 計画建築物の施設内容等を勘案してこれにより難いと認められること
 - (4) 緑地(※ 1) が開発面積 (敷地増を図る場合にあつては、増加面積) の 1 5 パーセント以上確保されていること
 - (5) 計画建築物の周囲に十分な空地を確保する等、周辺の環境に配慮された良好なものであること (増築の場合にあつては、既存部分を除く。以下本取扱いにおいて同じ)
 - (6) 環境の保全、周辺地域の状況及び将来計画(※ 2) に照らして支障がないことが、市町村長の意見書により確認できること
- 2 提案基準 2 5 及び 3 2 (要件 1 (3) 又は (4) に該当するもの) における敷地面積は「原則として 5 0 0 0 平方メートル以下」であることについて、次のすべてに該当し、やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。
 - (1) 市町村が計画建築物の施設内容等を勘案してこれにより難いと認めることが、市町村長の意見書により確認できること
 - (2) 緑地(※ 1) が開発面積 (敷地増を図る場合にあつては、増加面積) の 1 5 パーセント以上確保されていること
- 3 提案基準 3 2 (要件 1 (2) に該当するもの) における敷地面積は「原則として 5 0 0 0 平方メートル以下」であることについて、次のすべてに該当し、やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 計画建築物の施設内容等を勘案してこれにより難いと認められること
- (2) 緑地(※1)が開発面積の15パーセント以上確保されていること
- (3) 計画建築物の周囲に十分な空地を確保する等、周辺環境に配慮された良好なものであること
- (4) 環境の保全、周辺地域の状況及び将来計画(※2)に照らして支障がないことが、市町村長の意見書により確認できること

(※1) 緑地計画については、「開発許可基準等に関する審査基準集(技術基準編)」の樹木の保存及び緩衝帯に関する技術基準にも適合させる必要があるもので、留意すること。

(※2) 「将来計画」とは、市町村の総合計画等で想定される土地利用計画をいう。